

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2024年度の業績および2025年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額33,447,342,690円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日（金曜日）

第2号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号															社外		社外取締役候補者		独立		独立役員候補者	
氏名	1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13							
 さかき ばら さだ ゆき 榑 原定 征 再任 社外 独立	 とも の ひろし 友 野 宏 再任 社外 独立	 たか まつ かず こ 高 松 和 子 再任 社外 独立	 ない どう ふみ お 内 藤 文 雄 再任 社外 独立	 ま なべ せい じ 真 鍋 精 志 再任 社外 独立	 その きよし 園 潔 再任 社外 独立			 や はぎ のり よ 矢 萩 典 代 再任 社外 独立	 はら えつ こ 原 悦 子 新任 社外 独立	 もり のぞむ 森 望 再任	 あら き まこと 荒 木 誠 再任	 お がわ ひろ し 小 川 博 志 再任	 しま ちと やす じ 島 本 恭 次 再任	 にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩 再任								
現在の地位・担当	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員			取締役 報酬委員会委員	—	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	取締役 代表執行役副社長	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)							
取締役在任年数 (本総会終結時)	5年	5年	5年	5年	2年	1年			1年	—	4年	2年	1年	4年	3年							
重要な兼職数	3社	1社	0社	1社	2社	5社			0社	2社	3社	0社	1社	1社	0社							
経営経験	✿	✿	✿		✿	✿					✿	✿		✿								
特に期待する知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿		✿	✿				✿		✿	✿	✿	✿							
	財務・会計				✿	✿									✿							
	環境・エネルギー	✿	✿	✿							✿		✿	✿								
	テクノロジー・イノベーション	✿	✿								✿	✿		✿								
	顧客・社会エンゲージメント			✿		✿	✿		✿		✿	✿										
	グローバルビジネス	✿	✿	✿		✿	✿			✿												
	人財開発			✿		✿			✿		✿		✿									
就任予定	指名委員会	◎ (委員長)		○		○	○															
	報酬委員会	○		◎ (委員長)		○			○													
	監査委員会		◎ (委員長)		○		○			○				○	○							

スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとっての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切にして事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、中期経営計画の達成に向けて、特に重要となる10個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会 エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やDE&I推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対応、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

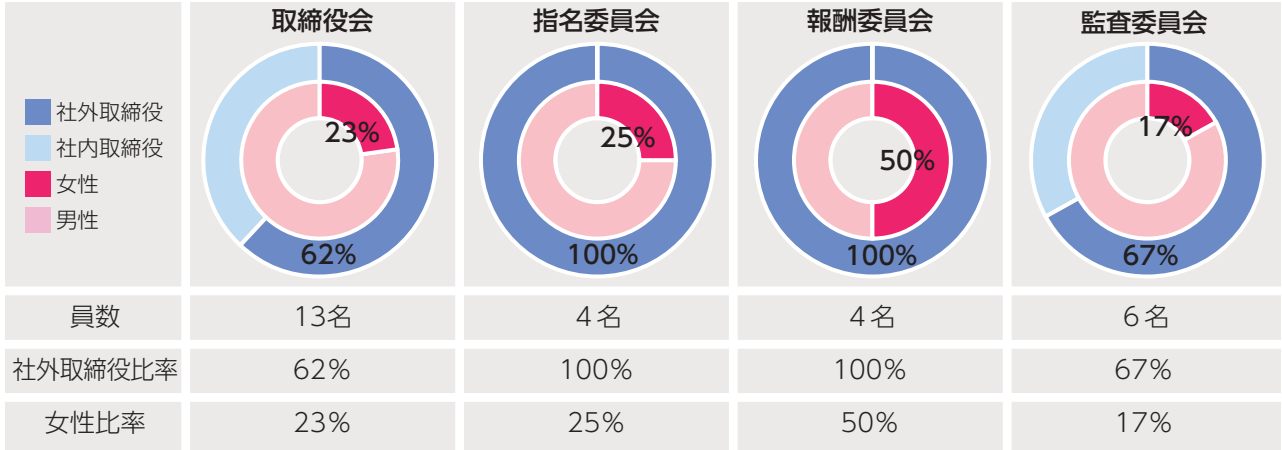
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 17,800株
 当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2002年 6 月 東レ株式会社 代表取締役社長
 2010年 6 月 同社 代表取締役会長
 2014年 6 月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
 2014年 6 月 東レ株式会社 取締役会長
 2015年 6 月 同社 相談役最高顧問
 2017年 6 月 同社 相談役
 2018年 5 月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
 2018年 6 月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
 2020年 6 月 当社 取締役会長〔指名委員会委員長・報酬委員会委員〕
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに業務改善計画を踏まえた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会長および取締役会議長として、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※榊原氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の ひろし
友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2005年 6 月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社 代表取締役副会長
2015年 4 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
2020年 6 月 同社 社友（現在に至る）
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (14/14回)

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

た か ま つ か ず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

当 社 株 式 の 所 有 数

なし

当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係

なし



■略歴、地位および担当

2003年 4 月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
代表取締役

2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長 (2012年 3 月 退職)

2013年 4 月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長

2020年 4 月 同財団 業務執行理事 (2020年 6 月 退任)

2020年 6 月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]

2022年 6 月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]
(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

5 年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

1990年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
1997年 4 月 同大学経営学部 教授
1999年 4 月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年 4 月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2006年 4 月 甲南大学経営学部 教授
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）
2025年 4 月 甲南大学 名誉教授（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100%（14／14回）
- ・監査委員会
100%（14／14回）

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・江崎グリコ株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

ま な べ せ い じ
真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数	なし
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係	なし



■略歴、地位および担当

2012年 5 月	西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
2016年 6 月	同社 取締役会長
2021年 6 月	同社 相談役（現在に至る）
2023年 6 月	当社 社外取締役 【指名委員会委員・報酬委員会委員】 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

2 年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開する西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※真鍋氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

その きよし
園 潔

(生年月日) 1953年4月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長
2014年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長
2015年6月 同社 取締役代表執行役会長
2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員
2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）
2019年4月 同行 取締役会長
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務
2019年6月 同社 常務執行役員（2021年4月 退任）
2021年4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）
2024年6月 当社 社外取締役【指名委員会委員・監査委員会委員】
（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100%（12／12回）
・指名委員会
100%（8／8回）
・監査委員会
100%（11／11回）

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役【監査等委員】
- ・日東電工株式会社 社外監査役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2024年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※園氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

やはぎ のりよ
矢萩 典代

(生年月日) 1959年12月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2018年 4 月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐 (2020年 3 月 退職)
2020年 4 月 兵庫県三田市 広報・交流政策監 (2023年 3 月 退職)
2023年 3 月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事 (現在に至る)
2024年 6 月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)
・報酬委員会
100% (7/7回)

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、2024年6月以降、社外取締役として、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※矢萩氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

8

はら えつ こ
原 悦子

(生年月日) 1974年10月18日

社外取締役候補者

新任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2001年10月 弁護士登録（現在に至る）
2007年 4 月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る）
2011年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
2021年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
パートナー（事務所名変更）（現在に至る）

■重要な兼職の状況

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー
・ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

弁護士としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業でパートナーを務めるなど、企業法務の分野を中心に豊富な経験と高い識見を有しており、また、他の会社の社外取締役にも就任するなど、経営監督の経験もあり、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

原氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もり

森

のぞむ

望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 7,750株
 当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
 2018年 6 月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
 2019年 7 月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
 需給企画・電力取引部門統括
 2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
 地域エネルギー本部長
 2020年 6 月 当社 執行役常務
 2021年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
 2022年 6 月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
 100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

- ・日本原子力発電株式会社 取締役
- ・テレビ大阪株式会社 社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として当社グループの経営を担い、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や内部統制の抜本的強化、グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略等の重要な経営課題に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

あら き

荒木

(生年月日) 1963年2月15日

まこと

誠

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 9,700株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員 I T 戦略室長
2017年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役社長
2019年 4 月 当社 執行役員
株式会社オプテージ 代表取締役社長（社名変更）
（2021年 6 月 退任）
2021年 6 月 当社 執行役常務
2023年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、
水素事業戦略室担当、データセンター事業推進室担当、
I T 戦略室担当、C I S O（※）、経営監査室担当
※最高情報セキュリティ責任者

会議出席率

・取締役会
100%（14／14回）

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年 6 月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当、データセンター事業推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2023 年 6 月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や、I T ガバナンスの強化、内部監査機能の強化等の内部統制の抜本的強化に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

お が わ ひ ろ し

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 1,716株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし

■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
2020年 6 月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長
2022年 6 月 当社 執行役常務
2024年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、
エネルギー・環境企画室担当、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、立地室担当

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)

■重要な兼職の状況

・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わるなど、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2024年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、生物多様性に関する取組み等のサステナビリティ経営や、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびエネルギー関連の政策動向を踏まえた電源戦略等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数 21,502株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1983年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年 6 月 当社 常務執行役員火力事業本部長
2017年 6 月 当社 取締役常務執行役員
2020年 6 月 当社 執行役常務
2021年 6 月 当社 取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (14/14回)
・監査委員会
100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 33,400株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1982年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員経理室長
2019年 6 月 当社 常務執行役員調達本部長、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
2020年 6 月 当社 執行役常務
2022年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
2023年 6 月 当社 取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (14/14回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

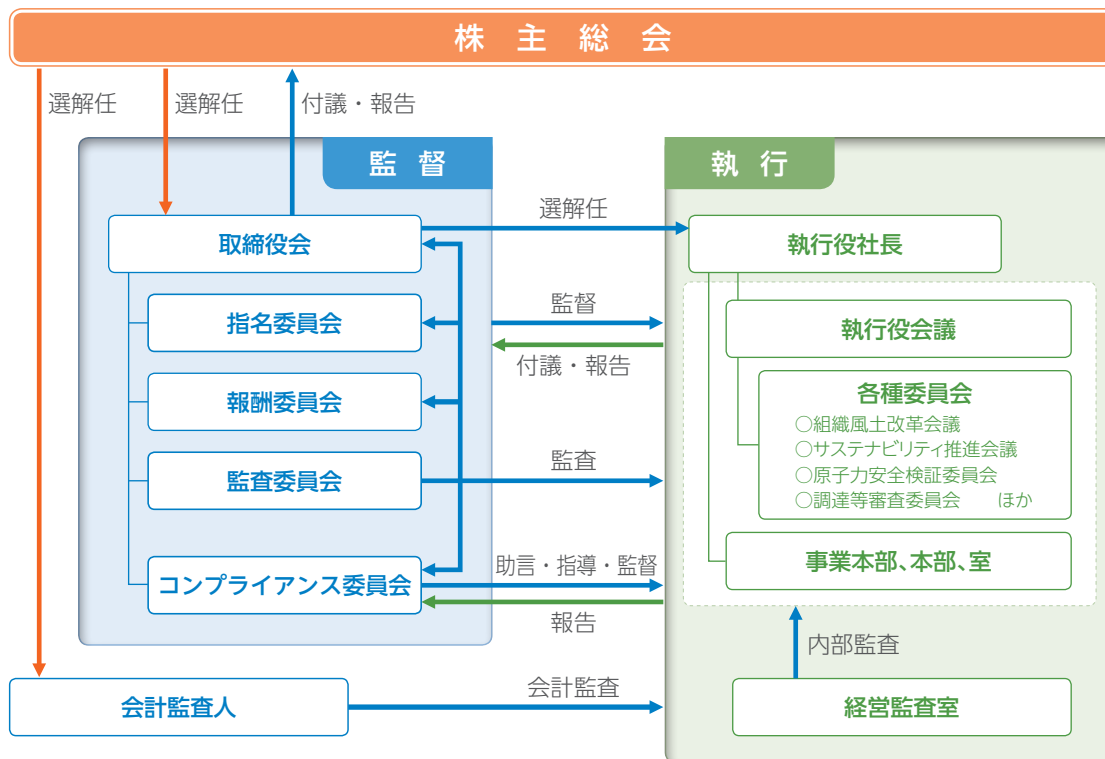
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 友野氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔および矢萩典代の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・柱上変圧器における不適切事案について
関西電力送配電株式会社において、過去に柱上変圧器におけるPCBの不適切な取扱いがあったことが判明しました。当社コンプライアンス委員会による調査を実施し、当社は、本年1月に同委員会から調査結果と再発防止策の提言を受けました。
 - ・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について
株式会社KANSOテクノスにおいて、国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、当社は、本年4月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
5. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素から法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役（2024年4月1日以降は社外取締役（監査等委員））として在任中に、同社において、以下の事案が発生しました。同氏は、平素からコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・保険契約の保険料調整行為に関し、損害保険ジャパン株式会社は、金融庁からの業務改善命令ならびに公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
 - ・中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパン株式会社による不適切な対応事案に関し、同社は、金融庁から業務改善命令を受けました。
 - ・損害保険ジャパン株式会社と保険代理店との間で発生した保険契約情報の不適切な管理に係る事案に関し、損害保険ジャパン株式会社は、金融庁から業務改善命令を受けました。
- 園潔氏が取締役を務めていた株式会社三菱UFJ銀行は、同行が属するMUFGグループの証券会社等との間の不適切な顧客情報共有、法人関係情報の管理態勢不備および銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関して、金融庁から業務改善命令を受けました。
6. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔および矢萩典代の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において原悦子氏の選任が可決された場合、同氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代、森望、荒木誠、小川博志、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において原悦子氏の選任が可決された場合、同氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (5) 取締役会および各委員会の活動状況 および (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

〈株主(20名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(20名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(20名)の議決権の数は、371個であります。

第3号議案 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

▼提案の理由

「第7次エネルギー基本計画」等ビジョンを巡る政府の審議の中でR A B (Regulated Asset Base)、原子力事業を総括原価方式に戻し、建設費用を託送料金から調達できる制度が議論されている。これは、融資企業からすれば、リスクが大きく、採算性が乏しいため、投融資が得にくいからである。近年の発電原価上昇、競争力低下の他、使用済核燃料の再処理、最終処分場確保、高速増殖炉によるプルトニウム増殖利用などが、ことごとく行き詰まり、プルトニウム蓄積と核兵器への転用問題への危惧される。特に日本で多い地震等による事故の際には、上限の見えない賠償コストを負うこととなり、訴訟による停止のリスクもある。また、有事には、原子力関連施設が軍事目標となるリスクも顕在化している。これら、多くのコスト・リスクが将来世代に転嫁される。

世代間の不均衡を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力発電が果たす役割は大変大きいと考えており、第7次エネルギー基本計画においても、原子力は優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されていると認識しております。

当社としては、責任あるエネルギー事業者として安定供給を果たすとともに、ゼロカーボン化に向けた取組みを進めていく必要があると考えており、確立した脱炭素技術である原子力について安全確保を大前提に最大限活用する方針です。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第4号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

(事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化)

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関わる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

▼提案の理由

現在の世界のCO₂排出が続けば、後約6年で地球平均気温の上昇は1.5℃を超え（50%の確率）、「パリ協定」の目標が達成できなくなる。（グローバル・カーボン・プロジェクト、"Global Carbon Budget 2023"）。

一方、当社の「ゼロカーボンロードマップ」（2024年4月改定版）では、実現性・有効性が疑わしい、火力発電における水素・アンモニアの利用、炭素回収利用貯留技術の開発に頼っている。排出係数の大きい石炭火力発電の廃止には、触れていないことも問題である。技術開発は重要であるが、商用化が間に合わないリスクを考慮し、再生可能エネルギーや省エネなど、熟度の高い技術による着実な脱炭素化を優先するべきである。

気候変動は、集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力等インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらす、企業価値の毀損、株主利益の損失にもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

資源に乏しい我が国において、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、エネルギーの多様性確保が必要です。当社は、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用に取り組んでいます。石炭火力発電についても、安定供給と経済性の両立の観点から活用しており、将来の電力需要や国の政策動向等を踏まえて適切に対応していくとともに、今後の技術動向も考慮しながら、現実的に最適な脱炭素施策を検討してまいります。

また、お客さまや社会のみならずとともに電化や省エネ等を進めることで社会全体のCO₂排出量を削減してまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

（情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり）

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

▼提案の理由

当社の「統合報告書2024」では、「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を重要課題に掲げつつも、具体的な目標、実施状況は示されていない。

株主総会でさえも、株主の発言時間には一律に制限を課しながら、役員の答弁への再質問ができない。議長は質問者が納得したかを確認しない。質問の意図に応えない、不誠実な答弁が目立つなど、情報共有、対話が十分できていない。

また、柱上変圧器のPCB残留の約20年間の隠蔽、それを認識した経緯に関する虚偽報告について、コンプライアンス委員会から「無理な解釈を重ねて正当化、世間のルールから乖離した行動に走るのは、過去の不祥事でも見

られた関電グループの特徴的な組織行動様式だ」と指摘されている。

外部の視点を欠き、内輪の論理が優越するのは、情報開示、対話が成熟していないためである。当社の信頼を回復するためにも、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示および対話を重要と考えており、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定めております。様々なステークホルダーのみなさまとの直接対話をはじめ、マスメディア・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じた積極的かつ適時適切な情報発信や社会のみなさまとのコミュニケーションにより、説明責任を果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

成果型賃金体系の中で従業員の努力・仕事が正しく評価されているかに納得感がないこと、報われないという不満、会社と自身の将来に対する不安が、やりがい・モチベーションの低下を引き起こしている。さらに、コンプライアンス推進を言いながら不祥事が絶えない役員、管理職のモラルの低さも影響している。不合理なコスト削減は、協力会社の工事力、災害対応力を損ねている。また、業務外注化で技術の継承がより困難になっている。繁忙感の高まりは、労組大会でも議論となり、特に原子力職場では、ヒューマンエラーの課題や、技術継承が問題となっている。

60歳以降、給与が低下することが問題視されてきたが、定年を延長するだけでは不満・不安は解消しない。

また、障害者にも差別的待遇があり、十分に従業員の才能等を活用できていない。

これらが是正されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人材育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上が重要と考えており、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、中期経営計画に掲げる人材基盤の強化に向け、全世代にわたって、従業員一人ひとりが、挑戦意欲や成長意欲を持っていきいきと働くことができる環境および労働条件の整備をねらいとして、2025年度からは、社員の定年を65歳まで引き上げるとともに、「今の挑戦」をより重視する制度への見直しや、魅力的な挑戦機会を提供する仕組みを導入しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

▼提案の内容

当社の定款に以下の「ＣＳＲに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 ＣＳＲに基づく事業運営

（職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消）

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびＬＧＢＴなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

当社でもＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）における「ジェンダー平等の実現」とも関連した重要課題として、「ダイバーシティの推進と安全で働きやすい職場環境の構築」が挙げられている。2030年度末までに女性役職者比率6.3%を目標としており、近年の比率も示されているが、男性との格差が開示されていない問題がある。また、諸調査によれば日本における女性の管理職比率、役員比率はＯＥＣＤ諸国の中でも低い傾向にあり、目標の引き上げが求められる。

女性の昇格が遅い傾向があり、先の株主総会で選任された取締役は、2023年同様、13名の内、女性は3名に留まっている。技術職における女性比率が低いことも課題であるが、技術分野で働く女性の姿を規範や手本として伝える必要がある。ＬＧＢＴを含め固定的な性の枠組みの押し付けを無くし、個人の特性を活かした柔軟な働き方を実現していくことが、少子化が進む中で企業価値を高めることにもなる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ＆インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることに加えて、2025年度から「事務系採用における女性比率を50%程度とする」という新たな目標を設定していることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにＬＧＢＴＱに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、ＳＯＧＩハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

（議事録の正確な記載、一般への開示）

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

株主総会は会社の最高意思決定機関である。その議事録の意義は、法的義務を果たすだけでなく、株主総会の内容をより充実させる事にある。意思決定（議決）に至るまでの審議内容や経営に関わる対話内容が、株主総会に参加できなかった全ての株主、一般にも伝わり、その後の対話を発展させていくための貴重な資料でもある。

近年の議事録は読みやすく改善され、特に役員の答弁については詳細に記載しているが、質問者の発言は具体的に記載されていないため、質問者の意図に対して正しく答えたのかどうか分からない。より正確な記録を求める。

議事録を一般に開示することによって、株主・役員が共に外部の視点を意識し、緊張感を持つことで、株主総会を充実させる事ができる。これは健全な株主総会運営と社会の信頼を得ることにもつながる。しかし、現状では、株主にとっても議事録の入手・閲覧は煩雑な手続きを要する。従って、議事録の一般への公開を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(84名)からのご提案(第9号議案から第16号議案まで)〉

第9号議案から第16号議案までは、株主(84名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(84名)の議決権の数は、721個であります。

第9号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 榊原 定征

▼提案の理由

榊原会長は3.11福島原発事故の後、避難解除の目処も立たない時期から「原発の早期再稼働をエネルギー基本計画に明確に反映する」ことを繰り返し求めてきた。経団連会長時代には、電力会社と定期的な懇談会を開き「原発再稼働は経済界最大の関心事」と発言、エネルギー基本政策を審議する調査会の会長も務め、強力に原発推進をしてきた。昨年4月には原発の新規増設やリプレースについて「当社のような会社が先頭を切る必要がある」と発言した。

再生可能エネルギーの価格が下がる中、政府の試算でも原発の発電コストは高くなっている。すでに老朽原発の安全対策費に建設費以上のお金を投資した。建設費だけでも1兆円はかかるといわれる新型炉への巨額の投資は、原発建設当初から国民に負担させる枠組みも検討されている。原発は経済的合理性がない電源である。二度と福島原発事故のようなことを起こしてはならないと肝に銘じ、原発への投資はやめるべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験と高い識見に基づき、取締役会長および取締役会議長として、議事運営を主導し議論を活性化させるとともに、エネルギー事業をはじめとする経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第10号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森 望

▼提案の理由

当社は、今年2月福井県に使用済燃料対策ロードマップを提示した。一昨年10月に提示したロードマップが六ヶ所再処理工場の操業延期により1年経たずに破綻し、見直したものだ。老朽原発の運転停止の不退転の決意で見直したとされるが、27回も操業延期を繰り返した六ヶ所再処理工場が、計画どおりに2027年度に操業開始し徐々にフル運転に至るので、再処理工場へ搬出できるとするのは到底実現できない。宮下青森県知事でさえ「新しい工程を示されても、ただちには信頼できない環境だ。楽観的な原燃独自の見解としか受け止められない」と述べている。

そもそもロードマップは、使用済核燃料の中間貯蔵施設の立地点を福井県外で確定させるという福井県との約束を、当社が何度も守れなかったことで提出したものだ。何度も何度も約束破りを繰り返し、また実効性のないロードマップを提出して福井県民を裏切り続けている責任は重大だ。社長は解任に値する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、中期経営計画に掲げた取組みを先頭に立って進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、使用済燃料対策をはじめとする様々な経営課題について、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第11号議案 取締役解任の件 取締役 田中 素子

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 田中 素子

▼提案の理由

昨年の株主総会で同様の提案に対して、当社取締役会から「経験に基づきコンプライアンスなど経営全般に対する適切な監督や助言を遂行しており適任である」との回答を頂いた。

しかし、当社の全社員アンケートでは、経営層の改革の取り組みに対する評価が22年度は72.1%だったものが、23年度は68.0%と明らかに低下している。これまで長く大阪地検OBを取締役として起用してきたことへの批判を受け、今度は元神戸地検検事正を社外取締役として起用したことが社員にとって期待を裏切るものだったからではないか。不都合な真実の隠蔽に検察が加担することを期待し、検察OBを取締役に起用し続けてきた経営層の姿勢に変化が見られないことへの失望の現れが、この評価の4%の低下ではないか。田中取締役の解任を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役について、提案の理由に記載されているような事実はなく、法曹や経営監督などの豊富な経験に基づき、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第12号議案 定款一部変更の件 原子力防災担当特任執行役の新設

▼提案の内容

「第6章 執行役」第33条を以下のとおり変更する。

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。但し、うち一人は原子力防災担当特任執行役とする。

▼提案の理由

東日本大震災、昨年の能登地震は現行の原発避難計画が無効であることを証明した。しかし原発稼働に慎重になるどころか、国は原発延命路線をひた走っている。2つの経験から何を学んだのか。詳細に検証したのか。自治体と

当社の間で何が共有できたのか疑問だ。かつての安全神話の時代に戻ってはいないか。

東電株主代表訴訟の「役員に13兆円の損害賠償請求」の判決を他人事のように考えていないか。原発を経営の柱にすることに責任と恐怖を感じないか。

原発運営担当の執行役はいるのに原発防災担当はいない。アクセルばかりでブレーキのない組織は危険だ。権限を持って最新の知見を収集し、関係諸団体と密接に連絡を取り、時には当社の事故対応にも厳しい目を向け、避難計画の改善に全責任を負う、そのような役員が必要だ。今後使用済燃料（とりわけMOX）の処分など未経験の工程もある。社内での議論を活性化し、最良の結論を出すための役割を担うべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令および定款に従い、取締役会の決議によって執行役を選任しております。原子力防災については、原子力事業の運営全般を統括する執行役と、当社全体の防災を統括する執行役が連携して対応しております。

事故時には、社長をトップとした全社を挙げての事故制圧体制を整えており、毎年の原子力防災訓練においては、円滑な事故対応や、発電所に対する外部からの支援ができることを検証するとともに、訓練結果を踏まえた課題に取り組むことで、継続的に事故対応能力の向上に努めております。

また、自治体が策定する避難計画に基づき実施される住民避難訓練にも参加し、要員の派遣や資機材の貸与など協力を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第13号議案 定款一部変更の件 執行役の報酬個別開示と業績報告の義務

▼提案の内容

当社の定款に以下の条文を追加する。

第6章 執行役

（執行役の報酬開示）

第36条の2 執行役の報酬および業績を個別に開示する。

▼提案の理由

昨年12月、第7次エネルギー基本計画が発表された。福島原発事故以来、原発を「可能な限り低減する」としてきた基本計画が、原発復活に立ち戻った。反対する意見が多く寄せられたにもかかわらず、今年2月に閣議決定された。このような国の方針転換に、当社は翻弄されてきた。再生可能エネルギーにシフトせず原発を推進していくことは、老朽原発の安全対策費、使用済燃料の中間貯蔵費用、その仮置き場の費用、高レベル廃棄物処分と予測のつかない膨大な費用を抱えることを意味する。当社は4兆円の有利子負債があり、原発はお荷物になってくるだろう。これは健全な会社だろうか。

執行役は会社を健全に事業運営する責任がある。社会的な企業、法令遵守、リスク管理など全てに執行役は責任がある。再生可能エネルギーの担当やコンプライアンス担当、経営企画担当など各執行役は業績報告を行い、報酬を個別開示することを求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および対象となる執行役の員数、ならびに報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。これにより報酬等の決定についての客観性・透明性は確保されております。執行役は、忠実にその業務を執行しており、取締役会は、その状況について随時報告を受け、適切に監督を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件 原子力発電に頼らないゼロカーボン実現の脱原発推進委員会設置

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 脱原発推進委員会

(原子力発電に頼らないゼロカーボン実現の脱原発推進委員会設置)

第45条 当社は原子力発電に頼らず、ゼロカーボンを実現するため、脱原発推進委員会を設置する。

▼提案の理由

第7次エネルギー基本計画で、今後の主力電源と位置付けられているのは再生可能エネルギー（再エネ）である。2040年までの目標「40%から50%」を実現するためには、全面的な再エネへの投資が必要であり、原発に投資している場合ではない。IEA（国際エネルギー機関）が示している通り、既存の原発のランニングコストは新規の再エネのコストと同レベルに達しており、年々原発は再エネと比べコスト面で不利になっている。当社の再エネ（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）の割合は1割が現状（2023年度実績）である。たとえ、原発の新設が実現したとしても、原発の割合を大きく増やせる見込みはない。もし原発の依存度を維持するなら、再生可能エネルギーの主力電源化は実現できない。原発は必要とする変革の足かせとなっている。健全な経営の為にも速やかに「脱原発」に切り替え、再生可能エネルギーの目標を達成する選択をするべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用などにより、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

なお、第7次エネルギー基本計画では、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されたうえで、原子力については、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素電源として、再生可能エネルギーとともに最大限活用する方針が示されております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 他社原子力発電購入契約

(原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄)

第46条 当社は原子力規制委員会の審査において不許可となった原子力発電所に関する契約を破棄し、資金面においても技術面においても支援は行わない。

第47条 当社は他社原子力発電所に対して、購入した電力量に応じて料金を支払う。

▼提案の理由

11月13日、原子力規制委員会は日本原電敦賀発電所2号機（敦賀2号）の申請に不許可の決定を出した。

当社は2011年から長期停止中の敦賀2号に料金を払い続けている。今回、不許可の決定が出た後も、日本原電は再度申請を出すとしていて、当社も「引き続き必要な支援を行う」姿勢を変えない。審査が不許可となった理由は、敦賀2号の下に活動性の否定できない断層があるからだ。福島原発事故や昨年正月の能登地震の被害をみても、直下に活断層のある原発はただちに廃炉にすべきだ。

当社は、過去の電気料金値上げ申請時、長期停止中の敦賀2号に料金を支払い続ける理由を「自社電源同様」と説明した。自社電源同様であるなら、すみやかに廃炉を決定するべきだ。再申請のための調査を続ける日本原電に対し、料金や債務保証などで支援を続けることを、株主として認めることはできない。敦賀2号に関する日本原電との契約の破棄を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S+3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力発電の果たす役割は大変大きいと考えており、日本原電敦賀2号機は貴重な既設原子力発電所であると認識しております。日本原電が設置変更許可の再申請、稼働に向けて取り組んでいること、原子力規制委員会からも再申請は可能であるとの見解が示されていることから、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、敦賀2号機が不稼働の間に生じる、発電所を安全に維持管理するための必要不可欠な費用等については、受電会社として応分の負担をすることとしております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件 再処理の禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 プルトニウムを取り出さない

（再処理の禁止）

第48条 当社は使用済核燃料からプルトニウムを取り出すことをしない。

第49条 英国にある当社所有のプルトニウムはイギリスで固化して処分する。

第50条 仏国にある当社所有のプルトニウムはMOX燃料に加工しない。使用済MOX燃料の再処理は行わない。

▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、32年経ったが、まだ竣工できていない。

電気事業連合会（電事連）は、2004年1月に、2006年から40年間の「原子燃料サイクルバックエンドの総事業費」を18兆8000億円と試算した。当時の経産省の役人たちは「19兆円の請求書一止まらない核燃料サイクル」という内部文書で全量再処理がコスト高であることを指摘、再処理政策の転換を求めたが、全量再処理方針を変えることはできなかった。2004年1月当時の電事連会長は藤洋作当社社長だった。この時点で方針転換できなかったことへの当社の責任は大きい。

21年後の現在、総事業費は22兆円を超える見通しで、今後も増える可能性が高い。

宮下青森県知事は昨年8月、27回目の完工延期発表に「今までできなくて、これからなぜできるのかわからな

い」 と疑問を呈している。核燃料サイクルは完全に破綻している。再処理の禁止を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、核燃料サイクルの推進に関する基本的方針に基づき、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用することは重要と考えており、国内外に保有するプルトニウムを確実に消費できるよう、最大限取り組んでまいります。

当社は、日本原燃に対して、六ヶ所再処理工場の確実な竣工に向けて人員派遣等を行うとともに、再処理事業に係る総事業費の低減に向けて継続的な効率化努力を促すなど、引き続き必要な支援を行ってまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適當ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第17号議案)〉

第17号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第17号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第51条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギーの導入及び新技術の開発を推進する。

2 原子力発電については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギーの導入を進めるべきである。

原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。さらには、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることなく、これらの課題を早急に解決すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発やエネルギーソリューションを中心とした様々なサービスの開発・提供を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化に向けた脱炭素技術の開発・導入等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に公表された科学的特性マップにて、地層処分の可能性のある地域は我が国に広く存在することが確認され、一部地域では文献調査が実施されております。当社は、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と、引き続き連携してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第18号議案および第19号議案)〉

第18号議案および第19号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第18号議案 定款一部変更の件 原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築)

第52条 本会社は、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築を目指す。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で行うものとする。

▼提案の理由

原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制を早期に構築していく必要があり、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えることなく、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進し、電力の供給力向上や安定供給、電気料金の安定化を図ることが重要である。

また、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、必要な範囲に留めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で行うべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの安定供給と脱炭素化をあわせて進めることが重要であると考えております。今後、増加が見込まれる電力需要に対して、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、原子力発電所の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めており、今後も、原子力の重要性や安全性について広く社会のみなさまにご理解を賜わる活動に全力を尽くしてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現)

第53条 本会社は、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとするため、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担い、社会のゼロカーボン化に貢献する。

- 2 当社は、地域と連携し、需要家の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化等に資する事業を推進することにより、電力需要側のCO₂排出削減に取り組み、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、経済・社会のゼロカーボン化や持続的発展に貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠である。

再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとともに、地域と連携し、需要家の再生可能エネルギーの導入や省エネ化等に資する事業を推進することにより、再生可能エネルギーを主力とした低廉で安定した電力需給体制を構築することが重要である。

これらを経営の根幹に据え、長期にわたり揺るぎなく取り組むとの決意を表明し、定款に位置づけるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのために、ロードマップに基づき、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用等の積極的な取組みを通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、現在も再生可能エネルギーの導入支援や省エネ・電化等、多様なソリューションの提案・提供により、お客さまや社会のみならずとともに省コスト化や脱炭素化を進めているところです。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

以上